

資料3

施設等利用給付 預かり保育の就労証明の確認について

現状

- 認定こども園(教育利用)において、預かり保育を利用する場合、就労証明書を提出していただきます。

- 子ども・子育て支援法第 30 条の 7 に基づき、施設を利用している園児の保護者は、毎年、就労証明書の提出が義務付けられており、1 年に 1 回確認を行っています。提出時期を2月としています。

対応

- 新規入園申込や教育・保育給付認定(現況確認)においては就労証明書を 10 月に提出を求めています。
- 施設等利用給付(預かり保育)においても、提出時点の就労状況の確認である為、同一時期の確認とするため、10 月に提出時期を変更としたい。